

社会福祉法人等に対する 放課後児童クラブ整備費・運営費補助制度について

昨年9月議会の全員協議会で報告した「出雲市放課後児童クラブの今後の方向性」の中で検討事項であった、保育所を運営する社会福祉法人等が設置する児童クラブに対する補助制度を下記のとおり創設します。

記

1. 制度創設の理由

核家族世帯や共働き家族の増加等の社会的背景や、児童福祉法改正による対象年齢拡大などから、市が設置した児童クラブの受入児童数は年々増加しており、受入れ枠の拡大が急務となっています。

一方で、運営を委託している各地域の運営委員会では、支援員の変則的な勤務時間や資格要件などから、人材確保に苦慮しているのが実態です。

こうした市が設置する児童クラブの複合的な課題を補完する事業として、保育所を運営する社会福祉法人等による施設整備及び運営に対する補助制度を創設し、法人の児童クラブ運営への参入を促進します。

法人参入により、子どもや保護者への対応スキルなど保育所でのノウハウや保育士等の有資格者を活かした効率的な運営などが期待されるとともに、受入れ枠の拡大につながるものと考えています。

2. 補助対象者の要件

- ・市内で保育所（認定こども園を含む）を運営している社会福祉法人又は学校法人
- ・施設整備及び運営を予定している小学校区にある市設置の児童クラブに待機児童がある又は生じる恐れがあること。
- ・「出雲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」に規定する基準を満たしていること。

3. 対象経費及び補助基準額

(1) 施設整備補助（出雲市放課後児童クラブ施設整備事業補助金交付要綱）

【対象経費】

- ・児童クラブの新設、既存施設の全部改築又は拡張整備に係る工事請負費及び工事事務費

◆新設の場合の補助額（H29年度）

補助基準額 25,600千円（上限額）×6/8以内

〔負担割合：国1/2・県1/8・市1/8・法人1/4〕

※国・県補助金名称：子ども・子育て支援整備交付金

(2) 運営費補助（出雲市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱）

【対象経費】

- ・児童数 10 人以上かつ年間 250 日以上の開設を対象
- ・事業の実施に必要な経費（人件費、報償費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、役務費、使用料）

◆児童数 30 人の場合の補助額（試算）

補助基準額（基本額 4, 1 5 6 千円＋開設日数・時間に応じた加算額）と（実支出額－収入額）を比較して少ない方の額

〔負担割合：国 1 / 3 ・ 県 1 / 3 ・ 市 1 / 3〕

※国・県補助金名称：子ども・子育て支援交付金

4. 保護者負担金

市設置の児童クラブ保護者負担金額（7, 000 円/月）を踏まえ、法人が設定し徴収されます。

5. 施行期日 平成 2 9 年 7 月 1 日

【参考 1】市設置の児童クラブの現状

(1) 箇所数：4 4 クラブ

(2) 運営方式：公設民営（各地区運営委員会へ運営委託）

※運営委員会構成：自治協会、民生児童委員、学校関係、P T A など

(3) 対象児童：出雲市に住所を有する保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯の小学校就学児童（平成 2 7 年度の児童福祉法改正により全学年が対象となる）

(4) 開設時間：（平日）小学校終業後～午後 6 時まで

（学校休業日）午前 8 時～午後 6 時まで

※平成 2 9 年 1 0 月から午後 6 時 3 0 分まで延長可能とする

(5) 設備・職員配置基準

設備：専用区画を設置し、その面積は児童 1 人あたり概ね 1.65 m²以上

職員：児童数 4 0 人ごとに支援員 2 人（1 名は補助員でも可）以上配置

※支援員：保育士、社会福祉士、教諭、2 年以上児童クラブ業務に従事などに該当する者であって、都道府県が行う研修を修了したもの

(6) 保護者負担金：市が保護者から直接徴収（月額）7, 0 0 0 円

※減免制度あり、1 0 月からの延長負担金：1 0 0 円 / 1 0 分

※各クラブで「おやつ代・活動費」を別途徴収

(7) 入会児童数（各年度 4 月末現在）

平成 2 7 年度 平成 2 8 年度 平成 2 9 年度

1, 8 2 1 人 1, 9 4 0 人 2, 0 1 2 人

出雲市放課後児童クラブの今後の方向性について

出雲市における放課後児童クラブの現状と課題を踏まえ、今後の方向性について、「出雲市子ども・子育て会議」で意見聴取を行いました。

この意見を踏まえ、放課後児童クラブの今後の方針について、次のとおりとしたいと考えていますので報告します。

1. 現状と課題

放課後児童クラブは市内に44か所あり、平成28年4月現在の入会児童数は1,940人です。その運営は各地域の運営委員会に委託して実施しています。

近年の核家族世帯、共働き家庭の増加や国の法改正による対象学年拡大により、今後も入会児童数の増加が見込まれ、受け入れ枠の拡充が必要となっています。

また、現在午後6時である終了時刻の延長は、保護者にとって切実な要望であり、開所時間延長や長期休業期間の受け入れなど、保護者の利用意向をどこまで反映すべきかが検討課題となっています。

一方、職員については、現在の変則的な勤務時間や配慮すべき児童・保護者への対応の増加、今後の支援員資格制度の導入などから、人員の確保が難しい状況となっており、受け入れ枠の拡充や時間延長に対応できないことも想定されます。

さらに、現在、狭隘な施設等もあり、今後、放課後児童クラブの受入枠の拡充を含め、事業を安定的かつ継続的に実施するためには、受け入れ施設の確保が急務となっています。

2. 市の方針

(1) 開所時間の延長について

雇用の確保や現状を踏まえ、終了時刻は現行のとおり午後6時としますが、時間延長を求める保護者ニーズへの対応として、各放課後児童クラブの実情に応じた延長制度の導入を検討します。

(2) 職員の職務に対する支援について

配慮を必要とする子どもへの対応など、指導員等の職務を支援するため、臨床心理士や社会福祉士等の専門職員による巡回相談体制の構築を検討します。

(3) 施設の確保について

国の基準面積1.65㎡以上を満たしていない施設の解消を基本に、学校の余裕教室の活用、空き家等の借家、既存施設の増築改築、新築の順に、優先順位を設けて、計画的に整備を進めていきます。

(4) 保育所を運営する社会福祉法人等による運営制度の創設について

各地域の運営委員会が抱える複合的な課題を補完する事業として、保育所を運営する社会福祉法人等による放課後児童クラブ運営制度の創設を検討します。